

一般廃棄物収集運搬業の手引き

松山市 環境部
廃棄物対策課
環境指導課（し尿及び浄化槽汚泥のみ）

令和4年1月

目次

はじめに	1
第1章 一般廃棄物収集運搬業の許可概要	
第1 一般廃棄物とは	1
第2 一般廃棄物の区分等	
(1) 家庭系一般廃棄物	2
(2) 事業系一般廃棄物	2
第3 一般廃棄物収集運搬業の申請について	3
第4 一般廃棄物収集運搬業の許可基準	
(1) 法令で定められている基準	3
(2) 市が定める基準	4
第5 一般廃棄物収集運搬業の許可申請に係る書類	
(1) 規則で規定する、必要事項が記載された申請書	5
(2) 申請書に添付が必要な書類、図面及び写真	5
第6 「許可の区域」及び「生活環境保全上必要な条件」の付与について	
(1) 一般廃棄物の収集を行うことができる区域	7
(2) 生活環境の保全上必要な条件	7
第7 一般廃棄物収集運搬業を行う際の遵守事項	
(1) 法令で定める遵守事項	8
(2) 市が定める遵守事項	8
第8 一般廃棄物収集運搬業に係る変更許可	9
第9 一般廃棄物収集運搬業に係る変更許可の申請	10
第10 変更及び廃止の届出	
(1) 変更及び廃止の届出	10
(2) 変更の届出	10

(3) 廃止の届出	11
第11 欠格要件に係る届出	11
第12 報告書等の提出について	12
第13 その他の手続きについて	
(1) 許可証の返還について	13
(2) 許可証等の再発行について	13
第14 行政処分（不利益処分）について	
(1) 不許可について	14
(2) 事業の停止及び事業の取消しについて	14
第2章 記載例等	
○収集リスト（作成例）	15
○家庭ごみ排出者証明書（記載例）	16

はじめに

松山市内で一般廃棄物処理業（収集運搬業）を行う場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条の規定により、松山市長の許可を受ける必要があります。

許可を受けるために必要な手続き等については、法及びそれに基づく廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。）の関係規定と、松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成7年条例第8号。以下「条例」という。）、松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成7年規則第10号。以下「規則」という。）の例規並びに松山市が定める一般廃棄物処理計画（基本計画及び実施計画。以下「処理計画」という。）に従い行われることとなります。

本手引きは、これらの規定等の内容を具体的に解説することにより、申請手続きの円滑化を図るとともに、一般廃棄物収集運搬業に必要な知識の習得を目的とするために作成しました。

なお、今後、変更に応じて適宜、見直します。

第1章 一般廃棄物収集運搬業の許可概要

第1 一般廃棄物とは

一般廃棄物については、法により以下のように定義付けられています。

<p>第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいう。</p> <p>2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。</p> <p>3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。</p> <p>一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物</p> <p style="text-align: center;">⋮</p> <p style="text-align: right;">抜粋</p> <p style="text-align: right;">(法第2条 参照)</p>

※ 「特別管理一般廃棄物」は、施行令第1条、「産業廃棄物」は、施行令第2条を参照してください。

第2 一般廃棄物の区分等

松山市では、条例で一般廃棄物を家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物に区分し、その範囲は市長が処理計画で定めています。また、一般廃棄物収集運搬業の許可範囲は、処理計画で以下の種類に定めています。

(1) 家庭系一般廃棄物（家庭から排出された一般廃棄物）

種 類	具 体 例
①し尿及び浄化槽汚泥	し尿及び浄化槽汚泥
②可燃ごみ	生ごみ、プラスチック製容器包装以外のプラスチック、再生利用できない紙、剪定枝等、布類など
③プラスチック製容器包装	ペットボトル、トレイ、発泡スチロールなど
④埋立ごみ	茶碗、レガなど
⑤粗大ごみ	電池を使用する機器・家電製品、家具、布団、ヘルメット、鏡など
⑥特定家庭用機器 一般廃棄物	ユニット形エアコンディショナー、テレビジョン受信機、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機など
⑦スプリングマット レス等	スプリングを使用したマットレスなど

【補足説明】

⑥及び⑦については、市が定める許可基準に適合していれば「積替え保管」の許可を受けることができます。

(2) 事業系一般廃棄物（事業活動に伴って排出された一般廃棄物）

種 類	具 体 例
①し尿及び浄化槽汚泥	し尿及び浄化槽汚泥
②可燃物	生ごみ、再生利用できない紙、剪定枝等、布類など
③食品循環資源 (再資源化しようとする場合)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）第2条第3項に規定するもののうち、堆肥化に適する事業系一般廃棄物
④木くず (再資源化しようとする場合)	事業活動に伴って排出された木くずのうち、政令第2条第2号に規定するものを除き、再生利用が可能な事業系一般廃棄物

【補足説明】

④については、市が定める許可基準に適合していれば「積替え保管」の許可を受けることができます。

第3 一般廃棄物収集運搬業の申請について

当該許可の申請は、個人又は法人が行うものとし、申請者は法第7条第5項第4号の各規定に該当しないことに加え、次の事項に該当している必要があります。

- ① 申請者が個人の場合は、市内に住所又は事務所を有すること。
- ② 申請者が法人の場合は、市内に事務所を有すること。

(規則第13条参照)

第4 一般廃棄物収集運搬業の許可基準

当該許可を受けようとする者(更新の場合も含む。)は、次の(1)、(2)の各基準のすべてに適合している必要があります。

(1) 法令で定められている基準

- ① 申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
(法第7条第5項参照)
- ② 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ③ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
- ④ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。
- ⑤ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
(施行規則第2条の2参照)

【補足説明】

②について、次の点に注意して使用することを求めています。

- 当該許可事業に使用する車両及び機材は、日頃から頻繁に洗車を行う等、悪臭の防止及び清潔の保持に努めること。
- 当該許可事業に使用する車両は、当該許可申請書に記載した場所において管理すること。

④について、「知識及び技能を有する」とは、当該廃棄物及び当該廃棄物の処理について、性質、特徴、取扱方法、環境に与える影響等を熟知しており、かつ、処理を的確に行うための能力を有することです。本市では、当該許可が、市がその自治事務として実施する一般廃棄物の処理を補完する性格であることから、「法、施行令、施行規則」の内容や、「条例、規則、処理計画」に加え、次の事項に関する知識を有することを求めています。

1. 松山市一般廃棄物適正処理指導要綱
2. 一般廃棄物収集運搬業者の要領(一般廃棄物収集運搬業の手引き)
3. 一般廃棄物収集運搬業に関連する関係法令

また、当該許可は、市の業務を補完するものであることから、許可を受けた者及び当該許可従事者は、知識の研鑽を常に行うとともに、市民への対応は懇切丁寧に行うなど、注意を払う必要があります。

さらに、し尿及び浄化槽汚泥を許可範囲として行う者及び当該許可従事者は、以下の事項に留意してください。

1. 当該業務を実施する際には事前説明を行い、依頼者との意思疎通を図ること。
2. 条例で定められた手数料のみを作業依頼者から徴収し、料金計算を示した領収書を発行する等、金銭の授受に透明性を持たせること。

(2) 市が定める基準

<p>① 収集又は運搬に使用する車両は、次の要件（し尿及び浄化槽汚泥を事業範囲とする場合はアに掲げる要件に限る。）のいずれにも適合していること。</p> <p>ア 収集運搬車両の両側面に業者名（個人の場合で通称名を使用している場合は通称名）を明確に表示していること。</p> <p>イ 収集運搬車両の色は、市が家庭系一般廃棄物の収集に使用する車両と異なる色であること。</p> <p>② 積替え又は保管を行うときは、市長が別に定める基準に適合していること。</p> <p>③ し尿及び浄化槽汚泥を事業範囲とする者は、松山市生活排水処理基本計画に適合していること。</p> <p style="text-align: right;">（規則第13条参照）</p>
--

【補足説明】

①について、一般廃棄物処理業者が行う処理事業は、市がその自治事務として実施する一般廃棄物の処理を補完する性格のものであり、当該事業の信頼性・安全性が確保されているものでなければなりません。どの許可を受けた者が運搬しているのか分かるように、本市では、車両両側面に業者名の表示、車両用標識（シール）の貼付などを義務付けています。

②について、「市長が別に定める基準」とは以下の基準です。

（スプリングマットレス等の積替え保管を行う場合）

- 松山市一般廃棄物収集運搬業（スプリングマットレス等の積替え又は保管を含む。）の許可及び業務の執行に関する基準

（特定家庭用機器一般廃棄物の積替え保管を行う場合）

- 松山市一般廃棄物収集運搬業（特定家庭用機器一般廃棄物の積替え又は保管を含む。）の許可及び業務の執行に関する基準

（木くずの積替え保管を行う場合）

- 松山市一般廃棄物収集運搬業（木くずの積替え又は保管を含む。）の許可及び業務の執行に関する基準

③について、し尿及び浄化槽汚泥については、市で作成する「松山市生活排水処理基本計画」との一体性を確保しています。

第5 一般廃棄物収集運搬業の許可申請に係る書類

当該許可申請に必要な書類は次のとおりです。

(1) 規則で規定する、必要事項が記載された申請書（第3号様式）

※令和3年4月1日から廃棄物処理法に係る有効な許可証等の原本の提示又は窓口に来られた方の本人確認ができた場合は、申請書への押印を不要とします。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 住所及び氏名（法人にあっては、主たる住所の所在地、名称及び代表者の氏名）② 事務所、事業場の所在地等③ 事業範囲（取り扱う一般廃棄物の種類）④ 事業の用に供する施設の種類及び数量⑤ 積替え保管施設 |
|--|

【補足説明】

③事業範囲（取り扱う一般廃棄物の種類）については、第2に記載している一般廃棄物の種類のうち、許可を取得しようとするものを記載してください。

(2) 申請書に添付が必要な書類、図面及び写真

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 一般廃棄物処理業の用に供する事務所、事業場及び施設の付近見取図及び写真② 積替え保管施設がある場合は、市長が別に定める書類、図面及び写真③ 申請者が①の事務所、事業場及び施設の所有権又は使用する権原を有することを証する書類④ 事業計画の概要を記載した書類⑤ 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書⑥ 申請者が個人である場合は、住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうか審査するために必要と認められる書類⑦ 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面⑧ 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し及びその法定代理人が法第7条第5項第4号イに該当しないかどうか審査するために必要と認められる書類⑨ 申請者が法人である場合は、役員（法第7条第5項第4号ホに規定する役員をいう。）の名簿、住民票の写し及び当該役員が法第7条第5項第4号イに該当しないかどうか審査するために必要と認められる書類⑩ 申請者に使用人（施行令第4条の7に規定する使用人をいう。）がある場合は、当該使用人の住民票の写し及び当該使用人が法第7条第5項第4号イに該当しないかどうか審査するために必要と認められる書類⑪ 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の名簿及び住民票の写し並びにこれらの者が法第7条第5項第4号イに該当しないかどうか審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書）⑫ 申請者が業を行うに際し従事する者の名簿⑬ 本市が発行する完納証明書（完納証明書を取得できない場合で、申請者が個人であるときは直前1年の所得税の申告書の写し又は直近1年度の住民税の申告書の写しとし、申請者が法人であるときは直前1年の事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表とする。） |
|---|

⑭ 申請者が産業廃棄物処理業又は他市町村における一般廃棄物処理業の許可を受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し

⑮ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

(規則第12条参照)

【補足説明】

申請書の作成、添付書類の作成の詳細については、松山市ホームページの「申請書及び添付書類一覧」を参照してください。

なお、許可の更新を申請しようとする場合は、その内容に変更がない場合に限り、上記①の写真（施設のうち車両，船舶又は重機に係るものに限る。）及び上記③の書類（事業所及び事業場のうち車両の駐車場所又は船舶の停泊場所に係るものに限る。）を添付する必要はありません。

第6 「許可の区域」及び「生活環境保全上必要な条件」の付与について

本市では、一般廃棄物収集運搬業の許可時に、法第7条第11項に基づき、次の(1)、(2)のとおり、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、また、生活環境の保全上必要な条件を付しています。

(1) 一般廃棄物の収集を行うことができる区域

し尿及び浄化槽汚泥のみを事業範囲として一般廃棄物の収集を行う場合のみ、処理計画で許可業者が収集する区域を定めています。

(2) 生活環境の保全上必要な条件

本市で定める生活環境の保全上必要な条件は、次に掲げる事項です。

- ① 条例第9条の規定を遵守すること。
- ② 市内で収集した一般廃棄物は、分別された廃棄物の種類に応じて、市が定める処分先へ搬入すること。また、市長の許可を受けずに積替え及び保管をしないこと。
- ③ 市外で発生した一般廃棄物を市内に搬入しないこと。ただし、事前協議により市長が確認した一般廃棄物は除く。
- ④ 一般廃棄物を収集及び運搬するに当たっては、次表各号の条件を遵守すること。

	種 類	条 件
1	粗大ごみ、特定家庭機器一般廃棄物、スプリングマットレス等、可燃物で90リットルのビニール袋に入らないもの	・塵芥車を使用しないこと。
2	食品循環資源	・他の一般廃棄物と区分して収集及び運搬すること。 ・収集及び運搬に使用する車両を船舶に載せる場合は、塵芥車又は保冷車等を使用すること。
3	木くず、し尿及び浄化槽汚泥	・他の一般廃棄物と区分して収集及び運搬すること。

「一般廃棄物収集運搬業の許可に付する生活環境の保全上必要な条件」
平成20年9月2日 松山市告示第320号

第7 一般廃棄物収集運搬業を行う際の遵守事項

当該許可を受けて、一般廃棄物収集運搬業を行う際には、「第4 一般廃棄物収集運搬業の許可基準」で示した基準を常に適合していることに加え、次の(1)、(2)に掲げる事項を遵守しなければなりません。

(1) 法令で定める遵守事項

- ① 一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、それぞれ他人に委託してはならない。
- ② 一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載した帳簿を備え、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。
(法第7条第14項、第15項参照)

一般廃棄物収集運搬業者の帳簿の記載事項は、一般廃棄物の種類ごとに、次に掲げるとおりとする。

- イ 収集又は運搬年月日
- ロ 収集区域又は受入先
- ハ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
※収集若しくは運搬又は処分に係る一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、それぞれの事項について、石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物に係るものを明らかにすること。

帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における上記の事項について、記載を終了していなければならない。

一般廃棄物収集運搬業者の帳簿の保存は、次によるものとする。

- イ 帳簿は、一年ごとに閉鎖すること。
- ロ 帳簿は、閉鎖後五年間事業場ごとに保存すること。

(施行規則第2条の5参照)

(2) 市が定める遵守事項

- ① 排出者からの収集又は運搬を行う度に、次に掲げる事項を記載した書面を排出日ごとに作成し、当該廃棄物の運搬を行っている間は常に収集運搬車両に備え付けるとともに、職員から提示を求められた場合は提示すること。
 - ア 一般廃棄物収集運搬業者名、担当者名及び収集日
 - イ 排出者名
 - ウ 収集場所
 - エ 一般廃棄物の内容
 - オ 収集量
- ② 家庭系一般廃棄物の収集又は運搬を行う際には、排出者ごとに家庭ごみ排出者証明書(規則第9号様式)を排出者の確認を得て作成し、分別された家庭系一般廃棄物の種類に応じて、市長が定める処分先へ提出すること。
- ③ 収集運搬車両の右側面に、車両用標識を直接貼り付けて掲示すること。
- ④ 積替え又は保管の許可を受けた者は、市長が別に定める事項
- ⑤ 収集運搬車両、設備及び施設を他人に貸与しないこと。
- ⑥ 本市の一般廃棄物とそれ以外の廃棄物を同一の収集運搬車両で運搬する場合は、これらの廃棄物の積載場所を明確に区分すること。
- ⑦ 事業系一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けている場合は、次に掲げる事項が

含まれた契約を締結するよう努めること。

- ア 排出者名
- イ 収集場所
- ウ 処分先
- エ 一般廃棄物の種類及び数量
- オ 排出者が支払う料金

(規則第16条参照)

※し尿及び浄化槽汚泥を事業範囲とする者は、⑤のみ適用します。

【補足説明】

①及び②について、産業廃棄物を収集していないか、また、市外で収集した一般廃棄物でないかを確認するために作成します。

①について、作成に当たっての書式は任意ですが、別添の「収集リスト」を参考にしてください。②については、規則で定める様式「家庭ごみ排出者証明書（第9号様式）」で作成してください。作成に当たっての留意事項は別添の記載例を参照してください。

③について、一般廃棄物収集運搬業者は、運搬車又は運搬船を用いて当該許可に係る廃棄物の収集又は運搬を行うときは、許可業者であることを分かるようにするため、また、当該許可の有効期限が切れていないことを分かるようにするために、許可時に交付する車両用標識（シール：2種類）を、運搬車両の右側面（運転席側）に直接貼り付けて掲示してください。運搬船の場合は船体右側面の見やすい場所に貼り付けて掲示してください。ただし、し尿及び浄化槽汚泥のみを事業範囲とする運搬車両又は運搬船は除きます。

第8 一般廃棄物収集運搬業に係る変更許可

一般廃棄物収集運搬業者は、法第7条の2第1項の規定により、次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更の許可を受けなければなりません。

- 1 事業範囲（廃棄物の種類）を追加する場合
- 2 積替え保管を行う場合

第9 一般廃棄物収集運搬業に係る変更許可の申請

第8の変更許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（第5号様式）を市長に提出しなければなりません。

- | |
|--|
| ① 住所及び氏名（法人にあっては、主たる住所の所在地、名称及び代表者の氏名） |
| ② 許可の年月日及び許可番号 |
| ③ 事業範囲（廃棄物の種類） |
| ④ 変更の内容 |
| ⑤ 変更の理由 |
| ⑥ 変更に係る事業の用に供する施設の種類及び数量 |

許可変更の申請書には、第5（2）に掲げる書類等を添付しなければなりません。

第10 変更及び廃止の届出

一般廃棄物収集運搬業者は、法第7条の2第3項の規定により、事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他次に掲げる事項を変更しようとするときは、その旨を届け出なければなりません。

- | |
|--|
| ① 氏名又は名称 |
| ② 次に掲げる者 |
| イ 法第七条第五項第四号チに規定する法定代理人 |
| ロ 法第七条第五項第四号リに規定する役員及び政令で定める使用人 |
| ハ 法第七条第五項第四号ヌに規定する政令で定める使用人 |
| ③ 事務所及び事業場の所在地（住所を除く。） |
| ④ 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模 |
- （施行規則第2条の6第1項参照）

また、上記の廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から10日以内に行う必要があります。

（1）変更の届出

変更の際は、「一般廃棄物収集運搬業変更届マニュアル」を確認のうえ、届出書を作成してください。

収集運搬の用に供する施設の変更を行った場合には、届出書に、第5（2）に掲げる書類等のうち当該変更に係るものを添付しなければなりません。

【車両用標識等の返却について】

車両の変更（事業縮小等による廃止又は既存車両の老朽化に伴う入れ替え）を行う際は、その車両の市から交付された車両用標識（シール：2種類）と、収集した一般廃棄物を市有施設へ搬入する際に使用する「搬入カード」を返却してください。

※し尿及び浄化槽汚泥を事業範囲とする者は、許可時に市から交付された車両用標識（シール：2種類）と、「搬入カード」はありません。

(2) 廃止の届出

廃止の際は、「一般廃棄物収集運搬業変更届マニュアル」を確認のうえ、届出書を作成してください。

【車両用標識等の返却について】

事業の全部を廃止した場合には、届出書に、当該許可証を添付し、市から交付された車両用標識（シール：2種類）と、収集した一般廃棄物を市有施設へ搬入する際に使用する「搬入カード」を全て返却してください。

※し尿及び浄化槽汚泥を事業範囲とする者は、許可時に市から交付された車両用標識（シール：2種類）と、「搬入カード」はありません。

第11 欠格要件に係る届出

一般廃棄物収集運搬業者は、法第7条の2第4項の規定により、法第7条第5項第4号イからトまで又はリからル（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号チに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、該当するに至った日から2週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければなりません。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ② 法第7条第1項又は第6項の許可の年月日及び許可番号
- ③ 法第7条第5項第4号イからトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号チに係るものを除く。）のうち該当するに至ったもの（以下、「欠格要件」という。）及び該当するに至った具体的事由
- ④ 当該欠格要件に該当するに至った年月日

(施行規則第2条の7参照)

第12 報告書等の提出について

一般廃棄物収集運搬業者はその事業（し尿及び浄化槽汚泥の事業範囲に係る部分を除く。）について、下表の報告書等をそれぞれ期限までに提出しなければなりません。

対象者	提出書類	期限	根拠
一般廃棄物収集運搬業者	前年度の収集運搬の実績に関する報告書	毎年6月30日	規則第17条
スプリングマットレス等の積替え保管許可業者	次年度の事業計画書	毎年2月末日	第4（2）の市長が別に定める基準
	前月分の事業の実施状況に関する報告書	毎月15日	
	前年度の事業の実施状況に関する報告書	毎年6月30日	
特定家庭用機器一般廃棄物の積替え保管許可業者	前月分の事業の実施状況に関する報告書	毎月15日	

第13 その他手続きについて

(1) 許可証の返還について

一般廃棄物収集運搬業者は、以下の事由に該当した時は、規則第25条の規定により、当該許可証を市長に返還しなければなりません。

- ① 許可期限が満了したとき
- ② 許可が取り消されたとき
- ③ 許可証の再交付を受けた後に失った許可証を発見したとき（先に交付した許可証を返還してください。）

(2) 許可証等の再発行について

① 許可証の再発行について

許可を受けた者が、許可証を破り、汚し、又は失った場合は、規則第24条の規定により、廃棄物処理業等許可証再交付申請書（第38号様式を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければなりません。許可証を破り、又は汚したときはその許可証を申請書に添付してください。

※再発行には手数料がかかります。

② 車両用標識等について

許可を受けた者が、車両に貼付する車両用標識(シール：2種類)及び収集した一般廃棄物を市有施設へ搬入する際に使用する「搬入カード」を紛失したときは、紛失した顛末と今後は留意する旨を記載した顛末書を市長に提出し、車両用標識(シール：2種類)及び「搬入カード」の再発行を受けてください。

※「搬入カード」が無い場合、市有施設への搬入ができません。

※「搬入カード」が高温等で変形したときや、車両用標識(シール：2種類)が破れたときは、当該物を市へ提出して再発行を受けてください。

※し尿及び浄化槽汚泥を事業範囲とする者は、許可時に市より交付する車両用標識(シール：2種類)と、「搬入カード」はありません。

第14 行政処分について

(1) 不許可について

許可の申請をしても、第4に掲げる許可要件を満たしていない等の事例があれば、当該申請を不許可にする場合があります。(法第7条第5項参照)

(2) 事業の停止及び取消しについて

当該許可を受けた者で、第3～第13までの内容について、虚偽の申請をした場合や、許可基準に該当しなくなった場合、虚偽の報告をした場合や法令や遵守事項等に違反した場合などは、法に基づき、事業の全部又は一部の停止若しくは許可の取消し等の行政処分を行いますので、十分留意して事業活動を行ってください。

(事業の停止)

次の各号のいずれかに該当するとき

- ① この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- ② その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が法第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなったとき。
- ③ 第7条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

(許可の取消し)

次の各号のいずれかに該当するとき

- ① 第7条第5項第4号イからルまでのいずれかに該当するに至ったとき。
- ② 第7条の3第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。
- ③ 不正の手段により法第7条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は法第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。

(法第7条の3、第7条の4参照)

収 集 リ ス ト

(作成例)

(許可業者名) 〇〇工業株式会社

担当者 松山太郎

収集日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

	排 出 者 名	収 集 場 所	ご み の 内 容	収 集 量
1	〇〇商事(有)	松山市二番町〇丁目〇番地〇	ビニールコート紙 生ごみ	5 k g 2袋
2	〇〇旅行社	〇〇営業所 松山市〇〇町〇丁目〇-〇	生ごみ	1袋
3	〇〇小学校	松山市〇〇町〇丁目〇-〇	剪定枝、剪定木 習字に使用した新 聞紙	20束 3袋
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

家庭ごみ排出者証明書（記載例）

※記入漏れが多い箇所を示します。

（宛先） 松山市長

収集運搬業者 記入	搬入日	令和〇〇年 × 月 △ 日		
	搬入施設	(南 CC)・西 CC・横谷 UC・大西谷 UC・中島 RC		
	許可業者	〇〇(株)	許可番号	20040401000
	担 当	(松山 太郎)	車 番	□□-△△
	ごみ種	可燃 プラ (粗大) 埋立	品目 (数量)	ガスコンロ (1台) CDプレーヤー (1台) ソファ (1台)

ごみ種未記入及び記入間違いが多いのでご注意ください。

具体的に品名、量、台数を記入してください。
 記入していない品目の搬入があります。

上記のとおり、ごみの収集を委託したことを証します。

（ごみ排出者）

住 所 松山市〇〇町□□番地

氏 名 愛媛 花子

電話(携帯可) □〇〇-□□□-△△△△

原則、排出者自身が記載してください。
 企業・事業所名が記載されている場合、搬入できません。

<松山市からのお知らせ>

■ 当証明書でお受けした個人情報、ごみ処理適正化の維持確保のためにのみ使用いたします。なお、その内容について確認するため、排出者にご連絡を差し上げる場合があります。